

大阪市告示第1572号

次の施設に係る利用料金について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第16条の2第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

令和7年11月17日

大阪市長 横山英幸

1 代行施設の利用料金

施設名	単位	利用料金
大阪城西の丸庭園	1人1回	300円

2 実施年月日 令和8年4月1日から

（建設局公園緑化部調整課）